

- 巻頭言
- 基準協会の動き
- 論説1 認証評価で得たもの
- 論説2 ALO を経験して
- 協会から 大学・短期大学基準協会について



巻頭言

一般財団法人大学・短期大学基準協会 理事長
郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部 理事長・学長

関 口 修

会員各位におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策として学事日程や授業計画の変更、遠隔授業の実施等を余儀なくされるなか、学習成果の向上に工夫をこらす等、肌理細やかな学生支援等に取り組まれていることと存じます。さらには、ウイズコロナという新たな時代への対応についても各位のご尽力に対し心から敬意を表する次第であります。

さて、本協会は、平成6年に設立、平成17年度から短期大学の認証評価を開始しました。認証評価の目的は、短期大学個々の質保証とその主体的な改革・改善を通じて、自らの教育研究活動の継続的な実現を支援するところにあります。会員各位の多大なご協力の下に、令和元年度までの15年間に648校の認証評価を行って参りました。各短期大学におかれては、自己点検・評価及び認証評価を通じて質保証に努められ着実に成果をあげられているものと推察いたします。

認証評価は第3評価期間を迎え、本協会の認証評価の仕組みを着実に検討・研鑽を重ねております。会員短期大学の多くは四年制大学を併設しており、認証評価を実施していく過程で、大学についても短期大学と同様の観点から評価を行えば法人全体で共通理解の下で自己点検や認証評価の対応に当たることができ、併せて業務の効率化にもつながる等の観点から、大学の認証評価を実

施することの要望がありました。このことについて検討を重ね、令和元年10月に文部科学大臣に大学の認証評価を行う機関としての申請を行い、令和2年3月30日付けで認証されました。これに伴い、法人名を今年4月1日から一般財団法人大学・短期大学基準協会と変更いたしました。

これまでの短期大学、専門職短期大学に加えて大学（大学院）、専門職大学の機関別認証評価をその目的を踏まえ実施して参りますので宜しくお願いたします。

現在、中央教育審議会大学分科会のもとに質保証システム部会が設置され、学修者本位の教育への転換、それを実現するための質保証システムの確立の必要性が求められました。この中央教育審議会答申を受けて時代の変化や情報技術の進歩等による大学教育の進展を踏まえて質保証システムを現況の変化に即したものに直す議論が進められております。

本協会は、これらに適切に対応した認証評価基準の改善に取り組み、大学と短期大学の教育研究活動について総合的な評価を行い、その主体的な改革・改善を支援することにより、教育研究水準のさらなる向上充実が図られるよう努めて参ります。

引き続き会員大学及び短期大学の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

基準協会の動き

組 織

●評議員の選任について

6月17日付け書面審議による第9回評議員会において、任期満了に伴う次期評議員の選考が行われ、次の方々が選出されました。

<評議員>

氏名	所属機関／職名
秋山 元秀	滋賀短期大学／学長
猪上 徳雄	函館短期大学／学長
浦田 広朗	桜美林大学大学院／教授
大塚 雄作	国際医療福祉大学大学院／特任教授
奥 明子	貞静学園短期大学／理事長・学長
片桐 武司	中部学院大学・中部学院大学短期大学部／理事長
加藤 映子	大阪女学院大学・大阪女学院短期大学／学長
今野 雅裕	政策研究大学院大学／特任教授
鈴木 利定	群馬医療福祉大学・群馬医療福祉大学短期大学部／理事長・学長
室井 廣一	九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学／学長
山本 眞一	桜美林大学大学院／名誉教授

●理事・監事等の選任について

同評議員会において任期満了に伴う次期役員（理事・監事）の選考が行われ、次の方々が選出されました。

また、新役員による第5回臨時理事会において、理事長に関口修理事、副理事長に原田博史理事と中野正明理事が選任されました。

<理事>（◎理事長、○副理事長）

氏名	所属機関／職名
◎関口 修	郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部／理事長・学長
○原田 博史	岡山学院大学・短期大学／理事長・学長
○中野 正明	京都華頂大学・華頂短期大学／学長
麻生 隆史	九州情報大学・山口短期大学／理事長・学長
阿部 健一	星美学園短期大学／学長
大野 博之	国際学院埼玉短期大学／理事長・学長
奥田 吾朗	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部／理事長
川並 弘純	聖徳大学・聖徳大学短期大学部／理事長・学長
工藤 智規	公益財団法人スポーツ安全協会／会長
小林 雅之	桜美林大学総合研究機構／教授
坂根 康秀	香蘭女子短期大学／理事長・学長
佐久間 勝彦	千葉経済大学・千葉経済大学短期大学部／理事長・学長
佐々木 公明	桜田通り総合法律事務所／弁護士
清水 一彦	山梨県立大学／理事長・学長
滝川 嘉彦	名古屋文理大学・名古屋文理大学短期大学部／理事長・学園長
田中 厚一	帯広大谷短期大学／学長
福井 洋子	大手前短期大学／学長
松ヶ迫和峰	一般財団法人大学・短期大学基準協会／事務局長

<監事>

谷本 栄子	関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部／理事長・学長
富永 和也	富永公認会計士・税理士事務所／所長・公認会計士・税理士
松岡 弘樹	東京交通短期大学／学長

事業報告・決算報告

●令和元年度事業報告及び決算報告が承認されました

6月3日付け書面審議による第40回理事会及び6月17日付け書面審議による第9回評議員会において、令和元年度の事業報告（案）及び決算報告書（案）が承認されました。詳細は本協会のウェブサイト（<http://www.jaca.or.jp/>）に掲載しておりますので、ご参照ください。

認証評価

●令和3年度認証評価

令和3年度認証評価は、6月29日付で評価の申込み案内を全国の公・私立短期大学へ送付し、7月31日に評価の申込みを締め切りました。令和3年度に評価を受ける短期大学は、9月の理

事会で決定（48校）し、関係校へ通知しました。

●令和3年度認証評価 ALO 対象説明会

本協会では、令和3年度に認証評価を受ける短期大学の ALO（認証評価連絡調整責任者）及び関係者を対象（評価申込み校以外も対象）とした「令和3年度認証評価 ALO 対象説明会」を動画配信により行いました。詳細は本協会のウェブサイト（<http://www.jaca.or.jp/>）に掲載しております。

●令和2年度認証評価 評価員研修

令和2年度の認証評価（評価校40校）を実施する評価員を対象に、8月上旬に研修の動画を配信しました。

令和2年度認証評価 評価員研修動画内容

初任者（評価員未経験者）対象

「認証評価及び短期大学評価基準について」	原田 博史〔短期大学認証評価委員会委員長〕
「評価員の役割について」	川並 弘純〔 // 委員〕

評価員全員対象

「第3評価機関の認証評価及び内部質保証について」	原田 博史〔短期大学認証評価委員会委員長〕
「基準別評価の考え方について」	麻生 隆史〔 // 副委員長〕
「財務諸表の見方について」	富永 和也〔 // 委員〕
「評価作業の流れについて」	櫻井 一江〔大学・短期大学基準協会事業課長〕
「書面調査・オンライン会議等の留意事項について」	松ヶ迫 和峰〔 // 事務局長〕
「オンライン会議等について」	山本 正彦〔 // 総務課長〕

●令和2年度認証評価の訪問調査について

令和2年度認証評価の実施につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、訪問調査に代えてオンライン会議を実施することになりました。

各評価員は、7月末に評価校から送付された自己点検・評価報告書について書面調査を実施し、9月上旬から10月中旬の間で一日程度、オンライン会議により評価チーム（4名）による評価校と面談等が行われます。

●今後の評価スケジュール

- 11月18・19日 … 短期大学認証評価委員会分科会Ⅰ
- 12月2日…………… 短期大学認証評価委員会分科会Ⅱ
 - 14日…………… 短期大学認証評価委員会拡大会議
 - 17日…………… 理事会
 - 18日…………… 評価校へ機関別評価案の内示(予定)
- 1月中旬…………… 内示に対する異議・意見申立ての提出締切
- 2月上旬…………… 認証評価審査委員会による審査(異議申立てのあった場合)
- 3月中旬…………… 理事会(令和2年度機関別評価の決定)、評価校への機関別評価結果の通知
- 3月下旬…………… 評価結果の公表

令和元年度事業報告

概要

一般財団法人短期大学基準協会は、令和元年度認証評価を28短期大学に対して実施しました。評価の結果、27校は短期大学評価基準を満たしているものとして、適格と認定しました。1校については、内示後に新たな事実を認識したことから、内示を取り消し改めて内示を行うこととし、評価を継続することとしました。また、平成28年度第三者評価において条件付き適格となった3校について、2校については、指摘事項の改善を認め、1校については、指摘事項の改善が認められなかったことから判定を取り消し、「不適格」としました。

各種マニュアル等の点検・改善を図るとともに、令和2年度認証評価ALO(認証評価連絡調整責任者)対象説明会を申込短期大学ALOをはじめ248名の参加者を得て開催しました。

学校教育法等の一部改正への対応のため、「短期大学認証評価要綱」及び「短期大学評価基準」の改定案を作成し、パブリック・コメントの募集を実施しました。

大学の認証評価実施に向けて、理事会及び評議員会の議を経て、文部科学大臣へ認証評価機関申請書を提出し、その後、中央教育審議会大学分科会認証評価機関の認証に関する審査委員会のヒアリングを経て、令和2年3月30日、文部科学大臣から大学の認証評価を行う認証評価機関として認証されました。

短期大学が行う自己点検・相互評価活動の支援として、相互評価実施に関するデータを収集し、情報提供を承諾した会員短期大学48校へ相互評価データを提供しました。

短期大学に関わる高等教育の調査研究では、短期大学の自己点検・評価活動や内部質保証に資するため、「短期大学卒業生調査」の試行調査を実施しました。

内閣府から義務付けられている公益目的支出計画実施報告書について、最終報告書を内閣府へ提出し、内閣総理大臣から公益目的支出計画の実施完了の確認書を受領しました。

本協会は会員制をとっており、令和元年度末現在の会員は276校でした。

令和元年度の事業の内容は次のとおりです。

◇事業内容

1. 認証評価の実施等

(1) 令和元年度認証評価の実施

令和元年度認証評価については、平成 30 年 6 月に全短期大学へ評価申込案内を送付し、7 月末に締め切った結果、28 校から評価の申込みがありました。

令和元年度の認証評価実施に先立ち、平成 30 年 8 月 24 日に全短期大学を対象に「平成 31 年度認証評価 ALO 対象説明会」を開催し、法令の改正等に伴う前年度からの変更点等を中心に認証評価、実施体制、実施方法等の説明を行いました。

認証評価委員会では、登録された評価員候補者のうちから 127 名（待機評価員 11 名を含む）を選出し、評価校 1 校につき 5 名又は 4 名の「評価チーム」を編成しました。

評価員は、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づく書面調査を行い、9 月上旬から 10 月下旬まで 2 泊 3 日で訪問調査に臨みました。評価チームは、訪問調査終了後に当該評価校の基準別評価票を作成し、認証評価委員会へ提出しました。

認証評価委員会では、機関別評価原案の作成に当たる 7 分科会を設け、11 月 18 日・11 月 19 日・12 月 3 日・12 月 4 日の 4 日間にわたって認証評価委員会分科会を開催しました。各分科会では、11 月 18 日・11 月 19 日の分科会Ⅰにおいて、各評価チーム責任者との意見交換を基に基準別評価票について検討を加え、12 月 3 日・12 月 4 日の分科会Ⅱにおいて機関別評価原案を作成しました。

12 月 12 日、認証評価委員会拡大会議において、令和元年度認証評価を実施した 28 短期大学の機関別評価案を作成しました。今回の評価案で短期大学評価基準の一部を満たしていないと判断された評価校は、条件を付して改善を求め、その報告を待って判定を下すこととしました。

12 月 19 日の理事会において、機関別評価案の審議が承認され、12 月 20 日に評価校へ通知（内示）しました。

令和 2 年 1 月 20 日までに評価校からの機関別評価案に対する異議申立てはなく、意見申立ては 6 校から 21 件ありました。1 月 30 日、認証評価委員会において、意見申立てについての対応案がまとめられ、2 月 12 日の認証評価審査委員会において認証評価委員会の意見申立てへの対応について確認が行われました。

令和 2 年 1 月 30 日及び 2 月 20 日の認証評価委員会において、機関別評価案に条件を付した 6 校から提出された改善報告書等について改善を確認し、適格とする機関別評価案が承認されました。また、2 校から提出された改善計画書等については改善計画を了承し、3 月に提出される改善報告を確認することにしました。2 月 20 日の認証評価委員会では、令和元年度評価の過程で自己点検・評価報告書等の内容に関して、事実確認を必要とする事項が認められた 1 校の取扱いについて審議を行いました。

2 月 21 日の理事会では、年度内の改善を条件に付した 4 校の改善が確認され、適格と認定しました。また、令和元年度評価校の中で、評価の過程で自己点検・評価報告書等の内容に関して、事実確認を必要とする事項が認められた 1 短期大学の取扱いについて審議を行いました。

3 月 12 日の認証評価委員会において、2 校から提出された改善報告が了承されました。令和元年度評価校で、評価の過程で自己点検・評価報告書等の内容に関して、事実確認を必要とする事項が認められ

た1短期大学の機関別評価案を作成し、令和元年12月の内示を取り消し、改めて内示を行うことについて、理事会に諮ることになりました。

3月13日の理事会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、招集による開催とせず、理事長が定款第39条の規定に基づき、理事会の決議の目的である事項について提案を行い、書面により理事全員の同意を得て、27校の令和元年度機関別評価を適格と認定しました。評価の過程で自己点検・評価報告書等の内容に関して、事実確認を必要とする事項が認められた1短期大学については、評価を継続することとし、内示を取り消し改めて内示を行うこととしました。

令和元年度認証評価結果報告書（CD-R）を作成し、3月26日に文部科学大臣に報告するとともに、会員校、報道機関及び関係各方面へ配布しました。

（2）平成28年度条件付き適格校の評価

平成28年度の第三者評価において、課題があったため改善を条件として適格とした3校から提出された改善報告書を基に、評価チームが評価案を作成し、認証評価委員会に提出されました。認証評価委員会では機関別評価案を作成し、12月19日の理事会への報告を経て評価校に内示しました。評価校から機関別評価案に対する異議申立て及び意見申立てはありませんでした。

令和2年3月17日、理事会に評価案が確認され、指摘事項の改善が確認された2校を適格と認定し、1校については指摘事項の改善が認められなかったことから判定を取り消し、「不適格」としました。

（3）令和2年度認証評価の準備

令和2年度認証評価については、6月に全短期大学へ令和2年度の認証評価実施要領とともに評価の申込み案内を送付し、7月末に評価申込みを締め切り、9月19日の理事会で私立短期大学の42校を評価校として決定しました。その後、2校から取り下げがあり40校となっています。

（4）令和元年度認証評価の評価員研修会について

評価校28校の評価員を対象に令和元年7月8日及び9日の2日間、「令和元年度認証評価 評価員研修会」を開催し127名の参加を得て、認証評価に関する基本的な考え方等について共通理解を図りました。

（5）認証評価要綱、評価基準、各種マニュアル及び実施体制などの点検・改善

改定した評価基準等に対応した評価員マニュアル等の整備を行うとともに、学校教育法等の改正に伴う見直しを行い、「短期大学認証評価要綱」の改定案を作成し、パブリック・コメントを経て、判定を「適格」又は「不適格」としました。

（6）令和2年度認証評価 ALO 対象説明会の実施

令和2年度認証評価 ALO 対象説明会を、令和元年8月26日に開催しました。令和2年度評価の申込みのあった42校のALO、教員及び事務関係者等、評価申込校以外の会員校関係者及び他関係機関等248名の参加を得て、評価基準、内部質保証ルーブリック及び自己点検・評価報告書作成上の留意点等

についての説明を行いました。

(7) 大学認証評価の検討

大学の認証評価実施に向けて、6月に会員短期大学に併設する私立大学に大学機関別認証評価に関するアンケートを実施し、180大学中、137大学から回答を得ました。また、8月23日から9月20日までの間、「大学認証評価要綱（案）」等について、パブリック・コメントの募集を実施しました。認証評価委員会において、文部科学大臣へ提出する認証評価機関申請書を作成し、9月18日開催の臨時評議会及び9月19日開催の理事会の承認を得て、10月21日付けで文部科学大臣へ申請書を提出しました。

11月12日開催の中央教育審議会大学分科会において、本協会の認証評価機関の認証について、文部科学大臣から中央教育審議会大学分科会に諮問が行われました。令和2年1月20日に中央教育審議会大学分科会認証評価機関の認証に関する審査委員会のヒアリングを経て、令和2年3月30日、文部科学大臣から大学の認証評価を行う機関として認証されました。

(8) その他認証評価に係る事業

令和元年度認証評価の評価員（116名）に対して、その功績をたたえ、ご貢献の感謝の証として評価員認定証を交付しました。

2. 短期大学が行う自己点検・相互評価活動の促進及び支援

自己点検・相互評価推進委員会は、短期大学間の相互評価の相手校を選定する支援として、相互評価実施に関するデータを収集し、相互評価を希望する会員短期大学にそのデータを提供しています。令和元年度は4月に会員短期大学へ相互評価実施に関する情報提供の調査を実施し、6月に情報提供を承諾した会員短期大学の48校へ相互評価データを提供しました。相互評価の報告を、本協会のウェブサイトに掲載しており、令和元年度に掲載したものは次のとおりです。

・広島国際学院大学自動車短期大学部と愛知工科大学自動車短期大学（令和元年11月掲載）

3. 地域総合科学科（総称）の適格認定・達成度評価

令和元年度は、地域総合科学科の適格認定の申請、達成度評価はありませんでした。

4. 短期大学に関わる高等教育の調査研究

- (1) 調査研究委員会では、短期大学卒業生調査に関する研究開発について、認証評価への活用を念頭に置きつつ、在学時の教育プログラムと卒業後の職業との関連性などを確認できるような卒業生調査ツールの開発と提供を目指して準備を進めており、7月～8月にかけて、短期大学卒業生調査（web調査）の試行調査を実施しました。試行調査は、会員短期大学5校の協力を得て、計1,529名の卒業生に依頼した結果、230名からの回答がありました。10月以降に全体集計結果と各協力校の個別集計結果、簡易レポート（全体傾向と個別の分析結果）を送付しました。

- (2) 短期大学生調査（*Tandaiseichosa*）は、6月に会員短期大学へ参加を募ったところ、7月末までに、

79 校 23,495 人分の申込みがあり、12 月上旬まで調査が実施されました。調査結果は、令和 2 年 2 月に参加校に対して個別集計結果及び全体集計結果のデータを提供しました。

- (3) 令和 2 年 2 月 17 日開催の調査研究委員会では、次年度の事業計画を決定し、短期大学卒業生調査の研究開発について検討しました。

5. 短期大学に関する資料等の刊行及び会報の発刊

(1) ニュースレターの発刊

本協会の広報委員会は、年 3 回会報「ニュースレター」を刊行し、会員校はじめ関係者に本協会の活動等についてお知らせしています。令和元年度は第 84 号から第 86 号まで発刊し、バックナンバーを含め、本協会のウェブサイト (<http://www.jaca.or.jp/>) に掲載しています。

(2) 認証評価結果報告書 (CD) の刊行 (再掲)

「令和元年度認証評価結果報告書 (CD-R)」は、会員校及び関係機関等に配布し、ウェブサイトにも掲載しました。

- (3) 「短期大学生調査 (2019 年) 報告書」をウェブサイトへ掲載しました。

(4) 短期大学間相互評価報告書のウェブサイトへの掲載 (再掲)

令和元年度に相互評価の報告のあった 1 組の成果をウェブサイトへ掲載しました。

6. その他目的を達成するために必要な事業

(1) 委員会委員の選任

5 月の理事会において、広報委員会委員の 1 名欠員に伴う補充が承認されました。

また、令和 2 年 3 月 31 日で認証評価委員会、自己点検・相互評価推進委員会、調査研究委員会及び自己点検・評価委員会の各委員の任期が満了となるため、2 月の理事会において、次期候補者案が承認され、理事長から委員長が指名されました。

(2) 公益目的支出計画実施報告書

内閣府から義務付けられている公益目的支出計画実施報告書について、理事会及び評議員会の承認を得て、計画どおり最後の報告書を 6 月 24 日付で内閣府へ提出し、後日同府に対して、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認請求を行い、9 月 3 日付で内閣総理大臣から公益目的支出計画の実施完了の確認書を受領しました。

(3) 認証評価機関連絡協議会

認証評価機関 13 機関で組織する認証評価機関連絡協議会 (第 20 回) が 9 月 5 日に開催され、一般財団法人大学教育質保証・評価センターの新規加入、2019 年度評価担当職員研修について及び大学ポー

トレートにおける機能拡充・改修について報告がありました。文部科学省からの学校教育法の一部改正について説明が行われました。また、同協議会（第21回）は、令和2年3月2日に開催され、文部科学省から学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の公布等について説明が行われました。次いで、認証評価機関連絡協議会ワーキンググループの報告の後、認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修会について審議が行われました。

（4）認証評価制度に関する連絡会

機関別認証評価事業を実施している独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、公益財団法人大学基準協会、公益財団法人日本高等教育評価機構と本協会の4機関で当番制により、評価事業の現状報告、今後の予定、当面する諸問題などについて情報交換を行っていますが、12月第3回開催から、新たに大学教育質保証・評価センターが連絡会に加わりました。また、毎回文部科学省担当官から高等教育の現状と課題についての報告を受けています。本年度は、5月、7月、12月の3回の開催がありました。

（5）高等教育質保証学会

高等教育質保証学会（会長、本協会原田博史副理事長）は國學院大學渋谷キャンパスにおいて、8月24日・25日に第9回大会、評議員会及び総会を開催しました。認証評価セッション「動き出した3巡目認証評価における内部質保証」では、原田博史副理事長・認証評価委員会委員長が短期大学基準協会の認証評価と内部質保証について発表を行いました。



貸借対照表

令和2年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	45,873,239	63,807,102	△ 17,933,863
未収金	0	29,800	△ 29,800
前払金	1,193,970	1,208,117	△ 14,147
貯蔵品	33,400	0	33,400
流動資産合計	47,100,609	65,045,019	△ 17,944,410
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	100,000,000	100,000,000	0
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	15,869,371	13,299,267	2,570,104
減価償却引当資産	9,080,600	9,738,070	△ 657,470
評価事業引当資産	147,000,000	147,000,000	0
特定資産合計	171,949,971	170,037,337	1,912,634
(3) その他固定資産			
建物付属設備	138,776	173,469	△ 34,693
什器備品	1,487,701	816,724	670,977
ソフトウェア	151,493	291,331	△ 139,838
保証金	7,920,000	7,920,000	0
その他固定資産合計	9,697,970	9,201,524	496,446
固定資産合計	281,647,941	279,238,861	2,409,080
資産合計	328,748,550	344,283,880	△ 15,535,330
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,645,434	25,059,186	△ 23,413,752
預り金	320,805	1,164,546	△ 843,741
流動負債合計	1,966,239	26,223,732	△ 24,257,493
2. 固定負債			
退職給付引当金	15,869,371	13,299,267	2,570,104
固定負債合計	15,869,371	13,299,267	2,570,104
負債合計	17,835,610	39,522,999	△ 21,687,389
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(100,000,000)	(100,000,000)	(0)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(156,080,600)	(156,738,070)	(△ 657,470)
正味財産合計	310,912,940	304,760,881	6,152,059
負債及び正味財産合計	328,748,550	344,283,880	△ 15,535,330

正味財産増減計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[10,000]	[4,994]	[5,006]
特定資産運用益	[17,056]	[19,928]	[△ 2,872]
受取会費	[75,717,800]	[79,466,100]	[△ 3,748,300]
事業収益	[39,312,000]	[2,808,000]	[36,504,000]
雑収益	[4,971,661]	[3,523,099]	[1,448,562]
経常収益計	120,028,517	85,822,121	34,206,396
(2) 経常費用			
事業費	[86,744,602]	[66,644,808]	[20,099,794]
管理費	[27,064,164]	[34,263,349]	[△ 7,199,185]
経常費用計	113,808,766	100,908,157	12,900,609
当期経常増減額	6,219,751	△ 15,086,036	21,305,787
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	[6,598]	[0]	[6,598]
経常外収益計	6,598	0	6,598
(2) 経常外費用			
固定資産売却損	[74,290]	[0]	[74,290]
固定資産除却損	[0]	[51,950]	[△ 51,950]
経常外費用計	74,290	51,950	22,340
当期経常外増減額	△ 67,692	△ 51,950	△ 15,742
当期一般正味財産増減額	6,152,059	△ 15,137,986	21,290,045
一般正味財産期首残高	204,760,881	219,898,867	△ 15,137,986
一般正味財産期末残高	210,912,940	204,760,881	6,152,059
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産期末残高	100,000,000	100,000,000	0
III 正味財産期末残高	310,912,940	304,760,881	6,152,059

論説 1

認証評価で得たもの

丸 木 清 之（埼玉医科大学短期大学 学長）

はじめに

埼玉医科大学短期大学は、令和元年度認証評価を受け、令和2年3月17日付けで適格の認定をいただきました。ご指導を賜りました評価員の先生方、そして大学・短期大学基準協会の皆様に本学を代表して心より御礼申し上げます。今回の認証評価は、平成17年に初めて第三者評価を受け、適格の認定をいただいて以来3回目の評価になりました。また、学校教育法改正後の初めての評価でもあり、格別に高い緊張感の下での評価でありました。

本学は平成元年に設立され、短期大学としては30年余りの歴史ということになります。短期大学が属する学校法人埼玉医科大学は、明治25年（1892年）設立の毛呂病院という地域の医療機関を母体として、昭和47年（1972年）に創立され、令和4年（2022年）に創立50周年を迎えます。毛呂病院の時代より「限りなき愛」を基本理念に130年近く地域との深いつながりを持ちながら現在も運営をしております。病院が母体ということがあり、埼玉医科大学の建学の理念には、「優れた実地臨床医家の育成」が謳われております。すなわち臨床の現場で活躍できる人材の育成が教育の目標ということになります。短期大学である本学は、その理念を引き継いで設立されており、建学の精神には、「真に求められる、人間性、技術共に優れた医療技術者の育成」と定められております。本学は、前身の埼玉医科大学附属看護専門学校時代を含めると40年以上の看護教育の歴史があり、現在まで看護師3,650人、助産師399人を育て、埼玉医科大学病院をはじめ全国の医療機関で卒業

生たちが活躍をしております。かつては3学科、2専攻科からなりました本学は、現在では看護学科、専攻科母子看護学専攻で構成され、看護師、助産師の養成に特化しております。我が国は超少子高齢社会を迎え、従来の医療機関完結型の医療体制から地域ごとに医療機関や介護福祉、行政が協力し合い、一人の患者を支える地域包括ケアの提供への転換が求められるようになりました。優れた看護知識・技術だけではなく、新時代に向けて介護や福祉まで幅広い見識を持った人材の養成が急務となっています。本学においては、母体病院が介護や福祉も担っており、急性期から慢性期医療そして介護、福祉においても自らの施設で学べる環境にあります。看護教育には、演習や病院での臨地実習の重要性が高く、本学は病院や介護福祉施設に隣接する立地であり、病院組織も一体となり教育の提供を行うことが可能となっております。さらに、学生達には病院で活躍している卒業生達が身近な存在であり、常日頃から看護の心の継承につながり、知識・技術のみならず精神も磨くことのできる環境にあると思っております。

認証評価に向けて

埼玉医科大学には複数の病院があり、毎年のように第三者機関による評価が行われております。適格認定や認証をいただくという結果を得ることの重要性は言うまでもありませんが、自らを点検して、改善や改革を教職員が同じ思いで行うという認証評価を受けるまでのプロセスが特に重要と私達は考えております。本学であれば教育研究の質の向上を図り、更には質の高い卒業

生を輩出するという学習成果の獲得につなげる努力の積み重ねが、認証評価を受ける重要な意味合いと考えております。今回の認証評価に向けては、平成24年の第2回目の適格の認定の際にご指導いただいた点を点検し、改善をするところから始まりました。特にシラバスの改善は、学生が自らの学習計画を立案しやすくなるなどの効果を得ることができました。さらに、取り組んだ事柄は、GPA制度の導入、全教員に対する授業改善用紙提出義務化、臨地実習用の授業評価アンケート、新入生に対するプレイスメントテスト、学習環境整備専門部会設立、外部評価（本学所在地の教育委員会、主な就職先の看護部との卒後の情報交換）導入、学生参画会議による自己点検・評価体制、高大連携に基づく高校との教育上の情報交換、公開講座・正課講義の公開、教員評価による表彰の導入などになります。特にGPA制度とプレイスメントテストの導入は、学生自身が学修成果を把握し課題を見出せるようになり、また、教員の個別指導力強化につながっております。自己点検・評価への学生の参画は、学生のニーズの的確な把握につながり、教育環境の整備が更に進むこととなりました。

そして、毎年の自己点検・評価の充実を基本に、平成28年にALOの決定、平成29年に準備委員会の発足など、準備の体制も整えて参りました。さらには、複数回にわたる全学での説明会や1、2か月ごとに「認証評価受審通信」を各教職員へ配布するなどの情報共有も実施し、徐々に教職員の気持ちを高める工夫も行われました。「認証評価受審通信」は、用語の解説や自己点検・評価による内部質保証を図ることの重要性など、全教職員の理解と協力を得ることに役立ったのではないかと考えます。

認証評価結果から

令和元年6月24日に自己点検・評価報告書を提出し、9月17日から19日にかけて訪問調査が実施されました。面接などは9月18日、19

日の両日に快晴のもと行われ、基準Ⅰの「建学の精神と教育の効果」から始まりました。本学では、建学の精神や三つの方針などが記載された「行動のしおり」を学生に配布しております。単に携行させるだけではなく、週はじめの授業の最初に読み上げてもらい、理念等の浸透を目指していることは高い評価をいただきました。また、内部質保証に学生の参画を求めていることも自己点検・評価活動の実効性を上げるものと評価していただきました。さらに、基準Ⅱにおいて卒後1、3年目の看護師に自己評価アンケートを実施し、所属の上司にも評価の協力を得て、併せた結果を臨地実習や授業の改善につなげていることなども高く評価していただきました。その他にも優れた試みと評価していただいたこともあり、基準ⅠからⅣまで適格の評価をいただいたこととなります。また、訪問調査の中でいくつかご指導いただいたことも早速に対応し、すでに更なる質の向上につながっていると思っております。

認証評価を受けての感想

この度の認証評価での適格の認定は、第2回目の認定から7年の間に教職員が教育研究の質の向上のため、日々努力し続けたことに評価をいただけたことであり、大きな喜びを感じております。また、所ミヨ子副学長をはじめ教職員の皆様の努力に改めて心から敬意と感謝を表したいと思います。現在COVID-19の影響下にあり、適格の喜びに浸る間もなく、教育の提供に



(埼玉医科大学短期大学のキャンパス)

は様々な対応が求められております。遠隔授業の実施や高い緊張下での臨地実習など、今までにない負担が教職員にはかかっております。しかしながら、21世紀になり数々の自然災害、経済危機や感染症が生じており、危機への対応はこれからの学校運営にとって大きなテーマのひとつとなっております。質の高い教育をどのような状況でも

提供し続ける努力、知恵と才覚と実行が新しい時代に向けて私たちには求められていると考えております。明るい未来に向けて希望を見失わず、教職員一丸となり、質の高い卒業生を世に送り出すべく、自己点検そして改善改革という不断の努力を続けて参りたいと決意を新たにしているところであります。

論説 2

ALO を経験して

浅 田 忠 久（関西外国語大学短期大学部 教授）

はじめに

令和元年に本学（短期大学）での ALO（認証評価連絡調整責任者）という重責を伴う担当をしました。ただ、今から振り返ってみますと本学の教職員の方々に「全面的にお世話になった」というのが正直なところですよ。その意味から、本稿は「ある ALO による所感」という大変おおまかな位置付けでご拝読いただけますと幸甚に存じます。

言うまでもなく、営利目的とは異なる存在意義を持つ「学校」という組織は、その教育方針、物理的また経理的な側面、授業展開、また地域や社会への貢献、さらに高校や外国との提携など、非常に多岐に及ぶ重要な機能と役割を担っています。今回の認証評価で学校組織が持つ多様な側面と細目事項について、組織としての「健康診断」を受ける事ができたという点で、平素の多忙さに紛れて意識する事が疎かになりがちなこれらへの意識を、改めて組織全体で喚起と共有ができる大変貴重な機会を持てたと感じております。私自身、改めて自分の所属している大学という組織を客観的また多角的に「勉強」する事ができました。資料を目にするにつれて、「このような活動をしているのか」、「各部署は、こんな風に連携して

いたのか」と、今更ながら「目から鱗」という機会を得られました。

評価への準備での中心的作業とも言える膨大な資料の用意は、各部署への依頼と一連の資料整理などを本学のインスティテュートリサーチ・大学評価部のスタッフの方々により、常に私の判断などより先を考慮されている形で非常な速度と効率で進行していきました。その背景には、普段の会議で綿密に記録を取っている事、また記録の整理と修正なども加えているという事が想像できます。さらに加えるならば、深い意識の部分で各部署の職員の方々の「愛校心と矜持」とも言えるものを強く感じました。また、その後の評価チームとの実務的なやり取りなども同部のスタッフの方々のリードによって進行していきました。

また、いよいよとなる評価の前日には、訪問された評価チームの方々が、夜遅くまで評価前の打ち合わせをされておりました。そして翌日からの2日間は、評価員というスタンスを維持されながらも、ピア・レビューの一環として、「何か学べる事があれば持って帰りたい」という、とても肯定的な視点からの組織分析をしていただいたように思います。その結果、大変幸いにも機関として「適格」という評価をいただきました。

そして今回、ALO という担当を経ての概観的な考察になりますが、昨今のように「非常時も含み、とても社会変化が激しく予測が困難かつ不透明な時代」とも言える中での大学組織の評価観点として、僭越ながら以下のような側面が今後の大学組織には求められそうに感じております。

まず、非常時における授業の実施基準の設定の度合いなどが求められると思います。例えば、新型コロナウイルスの蔓延に伴う国内の大学での授業方針は、地域の大学同士がお互いの動向を「見合う」形となり、結果的には学生また保護者にその後の授業展開についての懸念を抱かせたように思われます。

また、付随してハード面の対応度（校舎の堅牢度、サーバーの処理能力、情報の機密度など）も求められるかと思えます。他方でソフト面での整備（例：遠隔授業や学生への送受信の際のプラットフォームの整備度、遠隔授業に付随する成績評価の基準、教職員と学生のシステム活用の熟達度など）、さらには遠隔授業展開時などでの諸経費の設定や公開方針なども、評価の観点としては必要かも知れません。また、そのような多角的な評価には、評価チームの構成も多様な背景と知見を持つメンバーである事も一層求められそうに思います。

年々加速する少子化の大きな流れに際しては、大学間でのこれまでの生存競争的な時代から「共存」へ向かうような教育体制があれば、国内の地理的・文化的な特色も生かせる教育が可能になりそうです。各大学も創造的で学生の多様なニーズに応えられる教育内容が一層可能になると思います。そのような点から、今後は大学の「相互協力・共存度」も考察すべきでしょう。また、その意味でもこの認証評価の継続が大学共存と教育内容の発展への道へと繋がっていくという気がいたします。

今回、多角的かつ非常に質の高い認証評価を実施していただきました大学・短期大学基準協会、また ALO という担当機会を与えてくださった関西外国語大学短期大学部へ心より感謝いたします。日本の短期大学、広くは学校全体がこれからの時代を力強く乗り切っていく事を願い、かつ信じて、一人の ALO による所感といたく存じます。



（関西外国語大学短期大学部のキャンパス）

協会から

大学・短期大学基準協会について

一般財団法人大学・短期大学基準協会 理事
名古屋文理大学・名古屋文理大学短期大学部 理事長・学園長
滝川嘉彦

はじめに

本協会は、令和2年3月30日に文部科学大臣より大学の認証評価を行う認証評価機関として認証され、名称を「一般財団法人大学・短期大学基準協会」と改めました。短期大学の約6割は

大学を併設しており、これにより異なった機関で認証評価を受けることによる負担が軽減し、自主的な教育研究の改善に集中しやすくなりました。

すでに数校の大学から問い合わせがあったと聞いていますが、会員校を増やすには他の団体との

違いを明確に示す必要があります。しかし、その説明は協会の公式案内に任せ、ここではエピソードで応援したいと思います。

認証評価機関

認証評価機関は複数ありますが、最も古くから活動しているのは公益財団法人大学基準協会です。昭和22年にアメリカのアクレディテーションを参考に国公立大46校により作られました。次に臨時教育審議会・大学審議会の提言を受けて平成3年に設立された学位授与機構は、平成28年に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構になりました。また日本高等教育評価機構は、平成12年より活動続ける日本私立大学協会附属私学高等教育研究所が中心となり平成17年に認証され、平成24年には公益財団法人化されました。

そして短期大学基準協会は平成6年に日本私立短期大学協会により設立され、平成17年に認証評価機関となり、通算26年を経て一般財団法人大学・短期大学基準協会になりました。

自己点検・評価から認証評価へ

私自身は、平成10年に刊行された高鳥正夫・館昭著『短大ファーストステージ論』のころから関わりはじめ、評価制度を学ぶために出かけた大学基準協会の説明会で「基準を満たせば入れてや

る」と言われ大いに刺激を受けた口です。その頃は、学内でトヨタ自動車の「カイゼン運動」を話題にただけでも嫌われましたから、当時の皆さんが「自己点検は自らを高める道具である」と粘り強く説得しておられたことに頭が下がります。

現在では自己点検・評価から認証評価へと変わり、各評価団体の自主的な意味合いは薄らいでしまいました。このことは評価基準自体には大きな差異が無くなってしまったと言い換えることができるかもしれませんが、だとすると、各団体がこれまでどのように学校に寄り添ってきたか、そうしたピア・レビューの精神の深みこそが認証評価団体を選ぶポイントの一つだと思います。

その短期大学の理事長は敬虔な宗教者でした。その人柄は教職員や学生にも伝わっており、訪れた評価員も敬意をもって接しました。しかし、その短期大学には大きな負債がありました。ところが誰一人として理事長へ解決を促しません。評価基準ではそのことを指摘しなければならず、評価員は講評の中でそのことを告げたうえで理事長に対してこう言いました。「ご自身がもっとも大切にしている学生や教職員がこのままでは窮地に追い込まれます。学校のためではなく、学生や教職員のために、皆さんから意見を募り、理事長は鬼になって断行してください。」私は他の団体でこれほどに相手を思いやる言葉を聞いたことがありません。

編集後記

ウィズコロナの新時代、世界中で感染防止と社会経済活動の両立が模索され、全国の大学では遠隔授業に加え、対面授業もはじまりキャンパスに活気が戻りつつあります。

今年度の認証評価は、協会の評価活動始まって以来のオンラインでの実施となり、関係者一同にとって手探りの対応となりました。様々な制約の中、ピアレビューの精神で、教育水準の向上充実に取り組まれる関係の皆さんのご努力に心から敬意を表します。

また、これを機に、遅れている日本のデジタル化の進展に寄与できることを密かに期待しています。

今回のニュースレターは、令和元年度の評価活動について、現在のウィズコロナの状況も交えて執筆をしていただきました。来年度の評価活動は、デジタルのよさを取り入れながら、訪問調査など対面のよさをより生かして、実施できることを祈っています。

(HF)

編集・発行

一般財団法人 大学・短期大学基準協会 広報委員会
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-11
第2星光ビル6階

Tel. 03-3261-3594 Fax. 03-3261-8954

E-mail: jimukyoku@jaca.or.jp

URL: //www.jaca.or.jp/